

令和5年度第1回千葉市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会議事録

1 日時 令和5年8月7日（月）
午後2時00分から4時10分まで

2 会場 千葉市総合保健医療センター5階 大会議室

3 出席者

【委員】 伊藤委員、小坂委員、清水委員、鈴木（幸）委員、住吉委員、高梨委員、
武井委員、武村委員、初芝副会長、藤田委員、松崎委員、山下会長

【臨時委員】 岡本（博）委員、駒野委員、鈴木（金）委員、長岡委員

※20人中16人の委員が出席

【事務局】 健康福祉部：富田部長

地域福祉課：和田課長、中田課長補佐、吉田課長補佐、佐藤主査、井本主査、
森池主査

市民自治推進課：平野課長

保護課：石渡課長

地域包括ケア推進課：前嶋課長

健康推進課：三橋課長補佐

高齢福祉課：清田課長

各区保健福祉センター 中央区：市原所長、花見川区：古川所長、稲毛区：鈴木所長、
若葉区：風戸所長、緑区：村田所長、美浜区：内山所長

千葉市社会福祉協議会：半沢事務局次長、森地域福祉推進課長

千葉市社会福祉協議会各区事務所 中央区：吉野所長、花見川区：猪野所長、
稲毛区：石本所長、若葉区：吉田所長、
美浜区：中山所長

※傍聴人：0人

4 報告事項

重層的・包括的支援体制の構築に係る進捗状況（相談支援体制）について

5 議題

- (1) 「支え合いのまち千葉 推進計画（第5期千葉市地域福祉計画）」の推進状況について
- (2) 「千葉市再犯防止推進計画」の推進状況について
- (3) 支え合いのまち千葉 推進計画（第5期千葉市地域福祉計画）の中間見直し素案について

6 会議の概要

(1) 報告事項

重層的・包括的支援体制の構築に係る進捗状況（相談支援体制）について事務局から資料4に基づく説明を行い、委員から意見・質問があった。

(2) 議題

ア 「支え合いのまち千葉 推進計画（第5期千葉市地域福祉計画）」の推進状況について

事務局から「『支え合いのまち千葉 推進計画（第5期千葉市地域福祉計画）』の推進状況について」資料1・2に基づく説明を行い、審議が行われたが、資料1について委員の承認が得られず、会長預かりとなったため、委員意見を元に事務局で修正し、令和5年11月6日に会長の承認を得て確定した。

イ 「千葉市再犯防止推進計画」の推進状況について

事務局から「『千葉市再犯防止推進計画』の推進状況について」資料3に基づく説明を行い、審議が行われ、承認された。

ウ 支え合いのまち千葉 推進計画（第5期千葉市地域福祉計画）の中間見直し素案について

事務局から「支え合いのまち千葉 推進計画（第5期千葉市地域福祉計画）の中間見直し素案について」資料5に基づく説明を行い、審議が行われ、承認された。

7 会議経過

(1) 開会

○事務局（佐藤主査） 大変お待たせいたしました。

定刻になりましたので、令和5年度第1回千葉市社会福祉審議会地域福祉専門分科会を開催いたします。

私は本日の司会を務めさせていただきます地域福祉課の佐藤と申します。どうぞよろしく願いいたします。

初めに、3点報告がございます。

1点目は、会議の成立と公開について、ご報告させていただきます。

本審議会の開催には、千葉市社会福祉審議会条例第6条第3項の規定により、委員の過半数の出席が必要となりますが、本日は、委員総数20人のうち16人のご出席をいただいておりますので、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

また、千葉市情報公開条例等の規定により、本審議会は公開となり、議事録は公表することとなっておりますので、あらかじめご承知願います。

2点目ですが、配付資料の確認と本日の流れの説明をさせていただきます。

お手元の次第をご覧ください。事前にお送りしたのから変更されておりますのでご了承願います。

配付資料につきましては、下部をご覧ください、ご確認をお願い申し上げます。資料が1から5までと、参考資料が1枚、冊子が2部となっております。

資料につきましても、事前にご送付させていただいたものから、誤植等、若干修正しており、机上配付させていただいたものが正式なものとなりますのでご了承願います。

不足等がございましたら、事務局までお願いいたします。

続きまして、本日の流れの説明をさせていただきます。

次第の方になりますが、本日は報告事項が1件、議題が3件で、全体で概ね2時間程度、16時の終了を見込んでおります。

最後、3点目ですが、新任委員のご紹介です。

今回から4人の新任委員さんがいらっしゃいますので、ご紹介させていただきます。

大変恐縮でございますが、五十音順にお名前をお呼びいたしますので、その場でご起立をお願いいたします。

まず、千葉市地域自立支援協議会会長、伊藤文彦様でございます

○伊藤委員 伊藤です。よろしくお願いいたします。

○事務局（佐藤主査） 千葉市議会議員保健消防委員会委員長、小坂さとみ様でございます。

○小坂委員 小坂です。よろしくお願いいたします。

○事務局（佐藤主査） 社会福祉協議会地区部会連絡会副代表、鈴木幸正様でございます。

○鈴木（幸）委員 鈴木です。よろしくお願いいたします。

○事務局（佐藤主査） 千葉市老人福祉施設協議会副会長、武村潤一様でございます。

○武村委員 武村です。よろしくお願いいたします。

○事務局（佐藤主査） ありがとうございます。

それでは次第の2に入りたいと思います。開会にあたりまして、保健福祉局健康福祉部長富田よりご挨拶を申し上げます。

○富田部長 皆様こんにちは。健康福祉部長の富田でございます。

開始早々失礼をいたしまして、本日はお忙しい中、当分科会にご出席をくださりまして、本日にありがとうございます。

また、大変厳しい暑さの中、本庁舎ではなく、こちらまでお運びをいただきまして、恐縮に存じます。本日は、新型コロナウイルス感染症の法律上の位置付けが変更になりましたからは、初めての分科会ということになってはいますが、実は、こちらの会場、5類に変更になりますまで、新型コロナウイルス対策室という位置付けになっていた場所でございます。保健所職員はもとより、保健福祉局をはじめとする全庁の多くの職員が昼夜を問わず、対応に当たった場所となっております。

現在のところ、コロナ対応の体制は、外部委託等を含めまして、整理縮小しておりますけれど、新規感染者数が緩やかな増加傾向にありますことから、その動向を注視するとともに、基本的な感染予防対策をしっかりと行って参りたいと考えております。

さて、本日の内容でございますが、先ほど司会からもご案内させていただきましたとおり、報告事項1件、及び議題3件とさせていただきます。

報告事項は、重層的・包括的支援体制の構築に係る進捗状況、相談支援体制についてでございます。

この10月には、福祉まるごとサポートセンターをスタートさせますので、その運営形態や組織体制等についてご説明をさせていただきます。また、今後、段階的に進めて参りますアウトリーチ等を通じた継続的支援の検討状況など、現在の重層的・包括的支援体制の構築の、進捗状況についてもご報告をさせていただきます。

議題につきましては、「支え合いのまち千葉 推進計画（第5期千葉市地域福祉計画）」及び「千

葉市再犯防止推進計画」の推進状況について、また、「支え合いのまち千葉 推進計画（第5期千葉市地域福祉計画）の中間見直し素案」でございます。

昨年度からスタートいたしました第5期千葉市地域福祉計画における市の取組みと、今年1月に策定しました「千葉市再犯防止推進計画」のそれぞれの進捗推進状況のほか、第5期計画の中間年度となる令和6年度に向け、中間見直し素案についてご審議いただきます。

盛りだくさんの内容に対しまして、限られた時間ではございますが、専門の立場から忌憚のないご意見を賜りますようお願いいたしまして、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○事務局（佐藤主査） それでは、議題の3報告事項に入りたいと思います。

ここからは山下会長をお願いいたします。

（2）報告事項 重層的・包括的支援体制の構築に係る進捗状況（相談支援体制）について

○山下会長 それでは、次第に従いまして、これより次第の3報告事項に移ります。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（吉田課長補佐） 地域福祉課長補佐の吉田でございます。よろしくお願ひいたします。

報告事項「重層的・包括的支援体制の構築に係る進捗状況（相談支援体制）について」です。重層的・包括的支援体制の構築につきましては、本年3月の本分科会において、包括的な相談支援体制の構築に向け、本年10月を目途に「福祉まるごとサポートセンター」を開設する旨をご報告させていただきました。

本日は、その「福祉まるごとサポートセンター」開設の進捗状況についてご報告させていただきます。

それではお手元の資料4「重層的・包括的支援体制の構築に係る進捗状況（相談支援体制）」の1ページをご覧ください。

千葉市の包括的相談支援体制ですが、図の下の部分にございます「福祉まるごとサポートセンター」、こちらを予定どおり本年10月に開設いたします。

この「福祉まるごとサポートセンター」は、「分野別の縦割りを超えて関係機関協働のコーディネートをする機能」と、「分野や内容を問わず包括的に相談を受け止める機能」の2つの機能を併せ持った新たな機関でございます。

「関係機関の協働」ということで申し上げますと、例えば高齢者の相談支援を行っているあんしんケアセンターでは、8050問題など、高齢の分野を超える複雑化・複合化した相談を受け止めた場合には、障害者基幹相談支援センターなどと連携しながら支援を行う取組みがすでに行われてきているところでございます。

一方で既存の相談支援機関の方にお話を伺うと、解決困難な相談が増えてきている、ですとか、他の相談窓口との連携が困難であるとか、相談員が相談できる専門家が必要であるとか、関係者の取りまとめ役が必要であるとか、そういったご意見をいただいています。

そうしたご意見を踏まえまして「福祉まるごとサポートセンター」は、こうしたこれまでの取組みを変えろということではなく、既存の相談支援の体制は引き続き活かしつつ、例えば連携先がわからないですとか、全体の調整役がないといった場合に、既存の相談支援機関が他者との

連携において苦慮するようなことがあれば、「福祉まるごとサポートセンター」が、必要に応じて、関係者間の役割分担や支援の方向性の整理、情報の共有化、全体の進捗管理など、関係者が協働して支援していけるようコーディネートしていくというものになります。

このように「福祉まるごとサポートセンター」が関係機関協働のつなぎ役を果たすことで、複雑化・複合化した生活課題があったとしても、どこの窓口で相談しても支援につながる、市民はこれまでどおり身近で馴染みのある相談窓口で相談すればよい、将来的にはそのような体制を築いていきたいと考えております。

それから「福祉まるごとサポートセンター」のもう1つの機能が、図の左下から矢印が伸びている「どこに相談して良いかわからない相談の受け止め」になります。

生活課題を抱えている当事者だけでなく、それに気づいた近隣住民の方や民生委員の方なども含めまして、相談先がわからない、あるいは複数の課題があってどこが適切な窓口か分からない、そのような相談を直接お受けして、必要に応じて関係機関へのつなぎや関係機関協働のコーディネートなどを行って参ります。

次に2ページをご覧ください。

「福祉まるごとサポートセンターの体制」ですが、事業内容は「相談支援事業」で、来年度からはアウトリーチを通じた継続的な支援も行って参ります。ここで申し上げました「アウトリーチ」は、福祉まるごとサポートセンターに相談に来ることができない方のもとへ出向くだけに留まらず、地域のあらゆるネットワークを活用しながら潜在的な要支援者を見つけだし、必要な支援にたどりつけるようにするための取組を広く指すものでございます。ですので、今年度は相談者のもとに出向かないということではなく、もちろん、センターの方へいらっしゃることが難しい場合にはこちらの職員が出向いて参りますことを申し添えます。

設置場所は、開設の10月当初は千葉中央コミュニティセンターの8階、その後千葉ポートサイドタワーへの移転を挟んで、令和8年度以降は千葉市総合保健医療センターに留まる予定となっております。

1つ飛びまして運営形態ですが、委託と直営の混合形式で運営いたします。それぞれの役割につきましてはご覧のとおりでございますが、民間の柔軟で臨機応変な対応に期待しつつ、千葉県の中核地域生活支援センターにお話を伺うと、行政機関との調整に苦慮することがあるというご意見をいただきましたので、本市におきましては行政の縦割りに横串を刺す役割を市の職員が担うことで、より円滑な支援に努めて参りたいと考えております。

人員は、直営4人^{にんく}、委託も4人程度でございます。営業日・営業時間につきましては調整中ではありますが、千葉県中核地域生活支援センターの相談件数の85パーセント程度が9時から17時までというのもありまして、現時点ではご覧の曜日と時間から始められればと考えているところでございます。

次に3ページをご覧ください。

ヤングケアラーを例にした、福祉まるごとサポートセンターにおける相談支援の流れでございます。

相談を受け止めて関係機関協働のコーディネートをするというのはご覧のとおりでございますが、ヤングケアラーの場合には、支援ニーズを満たすことが難しい場合、公的なサービスや社会資源が見つからないことが想定されますので、そうした場合には、伴走支援のかたちで当該世帯等と関わり続けながら、不足する社会資源などに関する情報を蓄積していきまして、施策等を検

討する際の材料として所管部署等に情報提供していくことも、福祉まるごとサポートセンターで行って参ります。

次に4ページをご覧ください。

福祉まるごとサポートセンターの業務におきましては、いかに関係者と連携できるかが重要であると考えておりますので、開設前の今の段階から、ご覧の様な庁内外の会議に参加させていただき、センターの紹介をさせていただいたり、関係の構築を図ったり、支援事例を勉強させていただいたり、開設後速やかに連携していけるよう準備を進めているところでございます。

最後に5ページをご覧ください。

来年度から福祉まるごとサポートセンターで実施する予定の「アウトリーチについて」でござ

います。アウトリーチは、例えば障害をお持ちであるなどで自ら支援を求めることが難しい方や生活課題に対する自覚がない方、つながることに拒否的な方などに対して、支援を届けるために行うものでございます。

また、本人やその世帯とのつながりを形成しないと支援を届けられませんので、本人と直接・継続的にかかわるための信頼構築や、本人とのつながりづくりを重視しているのも大変重要でござ

います。潜在的な支援ニーズをどのように把握していくかにつきましては、民生委員・児童委員、コミュニティソーシャルワーカー、区地域づくり支援課、既存の相談支援機関など、地域で活動されている方々とつながる中で、潜在的な支援ニーズを抱えている方の情報を収集して参ります。

そして、潜在的な支援ニーズを抱えている方との関係性構築に向けて、手紙やリーフレット等で情報提供や家庭訪問等を実施することを考えております。

また、電話や対面でのやり取りが苦手な方もいらっしゃるかと思いますので、気軽にやり取りができるSNSの活用も検討して参りたいと考えております。

10月以降、まずはこのかたちで行って参りたいと考えておりますが、これが完成形ということではなく、走らせながら、必要に応じて、随時改善して参りたいと考えておりますので、お気づきの点がございましたら、ご意見を賜りたく存じます。

○山下会長 ただいまの事務局の説明についてご意見、ご質問いただけたらと思います。

挙手の上、発言をお願いします。

○清水委員 千葉市民生委員児童委員協議会の会長をしております清水でございます。

今回のまるごとサポートセンターが民生委員にとっては非常にうれしい場所になるんじゃないかと思えます。一般市民の方はもちろんだと思んですけど、民生委員にとってもどうしていいかわからない時に地域の皆さんと連携を取って、ここにご相談させていただけると理解しました。

また、資料の一番後ろに「民生委員・児童委員、区地域づくり支援課などと連携しながら」とあり、私たち民生委員も協力しながら、地域の方が困ってしましたら、一緒にそういう方たちの手助けができればと思えます。

さらに、最初の「地域住民等」というところに「断らない相談・どこの窓口でもつながる体制」となっていて、これは相談をする方が困って電話をするので、よく話を聞いてあげていただければと思えます。

私、社協でやっていた心配ごと相談所を長年やっていたんですけど、電話をしてくる方がどこに行っていいかわからないということでお電話をいただいて、お話を聞いているうちにそういう

事なんだなとやっとならわかる状況ですので、市民の方には、これがわからないから教えてくださいという方もいらっしゃると思いますが、どうしていいかわからないんだけど、何をどう相談していいかわからずにお電話してくる方も大勢いらっしゃると思いますので、是非丁寧に聞いて相談に乗ってあげて、たらい回しにならないようにしていただければと思います。よろしく願いいたします。

○山下会長 重要なご指摘だと思います。ほかございますか。

○岡本（博）委員 ありがとうございます。2点ございます。

2ページの運営形態の委託とか直営と書いてありますけど委託はどこに委託するのかとか、直営はどこが担当してその関係はどうなるのが1点。最後の5ページの概要の例のところ「多頭飼育崩壊世帯」という言葉が書いてあるんですね。これはどういうことなのか教えていただければと思います。

○山下会長 回答できる範囲でどうぞ。

○事務局（吉田課長補佐） ご質問ありがとうございます。

まず1点目、委託と直営についてですが、直営の職員につきましては、4月から地域福祉課内に新たに相談支援調整班という班を設けてそこにも職員を置いております。社会福祉士ですとか精神保健福祉士、それから保健師の資格を持った職員を置いておりますのでその職員が10月以降も従事することとなっております。もう一つの委託についてですが、まだ契約は締結していないところですが、結びたいと考えているところはございます。

その委託の方にも同じような職種を求めていきたいと考えておりまして、委託先については千葉市の社会福祉協議会にお願いしようと考えているところでございます。

千葉市の社会福祉協議会は地域福祉の推進を目的とする団体でございまして、6区に事務所を設けて地域の状況を網羅的に把握しているというところもございまして。

それから、各区にコミュニティソーシャルワーカーを置いておりますので、個別支援というだけではなく、支え合いの活動といった地域づくりといったところも一緒に連携して効率的に効果的に実施できるのではないかと考えております。

○事務局（和田課長） 地域福祉課長の和田でございまして。もう1点のご質問の多頭飼育崩壊についてお答えいたします。最近、高齢者の方に限った話ではないんですが、ご自宅でペットを飼われている方を多くお見受けするところです。これらの方々の中にはたくさん増えてしまってご自身でコントロールすることがもはや難しいというようなケースも中にはございます。そういうような方々が抱えるペットを飼う、飼わないの問題の背景にはその方の孤独感・孤立感ですとか、自分の身の回りのことがもしかしたらできづらくなっているといったような介護にかかる問題ですとか、もしかしたら精神的な問題も抱えていらっしゃるという複合的な問題までも含むものだと認識しております。以上です。

○山下会長 数年前から多頭飼育という言葉は広がっていましたが、最近は自治体等でも問題化し、NHKが特集を組んだりしたことで多頭飼育崩壊という言葉で定着しているところです。

ほかにごございますか。

○藤田委員 青少年育成委員会会長会の藤田と申します。今現在こちらの方の市民からの相談は1日に大体どのくらい件数がくるのかと教えてください。

というのは先ほど民生委員の方からもお話があったように相談してきた方のお話をゆっくり、しっかり聞いてあげることは大切だと思いますし、お話ししながら自分が何に悩み、何に困ってい

るか整理されるのはよくあることかと思うんですが、一方で相談を受ける件数が多かったりすると、人ですので仕事とはいえ相談を受ける側に精神的な余裕がなかったりすると、どうしてもその辺のところが行き届かなくなってしまうたり、組織自体が成り立たなくなってしまうと元も子もないとなるかなと思いましたが、現状どれくらいの相談があって、どれくらいの人数で対応できるか見通しがわかっているようでしたら教えていただきたいと思います。

○和田課長 ご質問ありがとうございます。ご存知のように本市には分野ごとにさまざまな相談窓口を設置しているところで、あんしんケアセンターは市内32箇所に拠点がありますし、生活自立・仕事相談センターは各区に、障害の分野で申しますと障害者基幹相談支援センターというものも立ち上げております。それぞれのセンターが年間どれくらいで、どのような体制でというところを個別に網羅した資料がすぐに出てこなくて申し訳ないのですが、私ども福祉まるごとサポートセンターを検討するにあたってモデルとさせていただいたのが、千葉県内で展開されております中核地域生活支援センターです。この中核地域生活支援センターもご承知のように県内の各保健所圏域で設置をされているところで、中核地域生活支援センター同士でも相談件数の多いところ、少ないところがございます。

私ども千葉市は政令指定都市で人口も97万人おります。これと規模に近い中核地域生活支援センターの圏域で参考とさせていただいたのが松戸の圏域でございまして、こちら80万人からの人口を抱えています。

こちらのセンターが年間どれくらい相談件数を受けているかというところと大体8,000~9,000件、1万件弱というところでした。中核センターにお話を伺いますと、開設したのは平成16年ですが、開設した当初からこの件数が来ていたわけではなく、最初はどうしても少なかったところ、認知が広がるにしたがって相談件数は増えてきた。最近の件数は頭打ちかなというところもうかがっています。ですので、私達も目標というか想定としては8,000くらいの件数を受けられればと考えています。以上です。

○山下会長 ほかにございますか。

○高梨委員 身体障害者連合会の高梨と申します。困難事例等に対応する場合にどうしても制度的な壁にぶつかるということが多々あるかと思えます。例えば障害者をめぐる問題でよく言われますのは65歳まで障害福祉サービスを利用されていた方が65歳を超えて介護保険を優先適用になった時にこれまでのサービスが使えなくなってしまうというのがあんしんケアセンター等からよく相談を受けます。そういった課題に取り組むためにはどうしても政策なり制度を改善していかないと解決しないという問題があるように思います。

地域の課題について関係機関で検討しそれを施策に反映していく役割を持っているのが本来自立支援協議会の機能だと思います。この自立支援協議会との関係性をどのようにしていくのか。また政策提言などをどのような形で障害者計画などに反映していくのか伺いたしたいと思います。

○事務局(和田課長) ご質問ありがとうございます。おっしゃるとおり制度を変えなければ解決しないのではないかなという課題もあると認識しています。私ども福祉まるごとサポートセンターで受けた相談の中から特にこれは市職員のミッションと位置付けるのですが、どのような課題があるか整理しまして、それについてすべてが福祉まるごとサポートセンター所管と地域福祉課で解決できるものではない。むしろ所管課に解決していただかなければならないところが多いのではないかと考えています。相談の現場でいただきました問題点、課題を整理いたしまして、それぞれの所管課の方にこういう課題があるというところを申し上げる機能、そこを福祉ま

るごとサポートセンターの大切な機能だと考えておりますので、見つけたところ、整理したところをどんどん関係課に情報提供するなどして意見を申し述べていきたいと考えております。

その制度を改正するかどうかはそれぞれの所管課の考えによるところが大きいと思っておりますが、なるべく議論にのるような建設的なご意見、材料をなるべくたくさん提供できるように相談支援の現場で拾い上げていきたいと考えています。

○山下会長 続けてどうぞ。

○高梨委員 おっしゃることはよくわかったんですが、課題を提起していくことまではどこでもできると思うんです。各課にまたがる課題を横断的に政策に反映していく、そういう旗振りをする機関も必要だと、要するに行政のまるごと政策担当ですね。そうしていかないと物事は変わっていかない。その時に国の制度の中では自立支援協議会という場が設けられています。

今日伊藤会長が出ていらっしゃるようですけど。ここの活かし方をどうされるのか、そうでないと日本には同じような機能をもったものがたくさんできていまして、それが整理されていかないのがいつも気になっています。どうなのでしょう。伊藤会長もいらっしゃるんでお話を聞きたいと思っています。

○山下会長 伊藤会長にリクエストが参りました。よろしいでしょうか。

○伊藤会長 今高梨委員の方から言われましたように6区にあります基幹ですが、その辺の充実が最も求められると思います。私も8月下旬から初めて役に付くということで、初めて参加しますので十分なことは答えられないと思いますが、やはり今言われたように福祉まるごとサポートセンターが主導権を持ち、その上に乗っかるというわけではないですが、コーディネーターというか、今回新たにできた制度が、そこを縦割りではなくて上席から見るのか、同格で見るのか、この辺がしっかりしていけば連携プレーはうまく取れるのかなと思います。

一番は行政の方で組んでいますから、行政の中のたくさんの縦割りの中をまとめるということ意見が統一できる形になればいいと思います。的を射ているかわかりませんが以上です。

○山下会長 こちら報告事項ですけど、皆様のご議論が集まるテーマだと思いますが、松崎委員ありますか。あんしんケアセンターの立場で何かあれば。

○松崎委員 松崎です。あんしんケアセンターが一番地域の中で身近で、住民が歩いていけるような地理的な条件なども考慮しながら考えて作られております。そして、そこでは実際は施設入所というより圧倒的に在宅で様々な課題を抱えながら過ごしておられる要介護・要支援の高齢者がいるわけですけど、その中から出てくる介護だけでない問題がたくさんあります。あんしんケアセンターの人たちも地域の中にいる家族の抱えている課題を見て受け止めて、主たる介護支援のところ以外のところもたくさん出てきていて、まさにまるごと支援が期待されているところです。

そういう受け止める場ができたということは非常に評価しているんですが、問題は直営と委託という関係で直営のところは行政自身なんですけど、行政の中は抱えている事務的な所管が非常に多いので、横串に通して通貫することはものすごく大変なことだと思うんですね。

でも実際は、問題解決の時にはどこの場であっても出てきた課題を断らないということが重要であって、断らない為には行政もちろんそうですし、あんしんケアセンターとか自立支援センターとかいろいろなところが、自分のところの問題外と断ってしまうことが多いが、やはりそこをどうやってつなげていくかがまさに問われているし、やっていただけることじゃないかと思っておりますので、そういう意味では包括的な相談事業ということで評価しているんですけど、それにし

てはまだあまりにも、実験的に走らせるということではあると思いますが、担当の専門職の職員を配置していますが、2人工^{にんく}で本当に大丈夫なのか心配しています。

というのは、いわゆる伴走をしながら寄り添い型の支援をどこがどうやってしていくのか、本当にまるごとサポートセンターがやるのか、これを見ながら心配していきまして、例えばひきこもりの人でも何かの居場所につながって、その人の技術支援につながるには2年も3年もかかるわけですね。そういう仕事をどこがどうやってするのかという時に、福祉まるごとサポートセンターの中で単純にコーディネートだけなのか、それとも寄り添い型の支援をきちんとしていけるのか、どういうふうに動かしていくのかお聞きしたいです。

○事務局（富田部長） ご指摘ありがとうございます。今のご指摘は私たちもまだ不安に思っているところが多くあります。ただ、これまで千葉市役所の中に横串を刺すことを専門の仕事とする部署はなかったと思っております。これまでは自分の業務を抱えながら、連携が必要だという事に気が付いた職員が自分の経験ですとか知識人脈を通じて連携を取るというのが主な体制だったと思うんですけど、そのつなぐという仕事を専門に行う部署をやっと組織としてつくるのができたというところに私たちは意味があると思っております。

そして実は前例として在宅医療・介護連携支援センターというのを作っておりまして、そちらも直営と千葉市保健医療事業団への委託と一緒に動いているという形があります。保健医療事業団の委託の部分は専門職が病院や介護の現場などを訪ねて、専門職同士で話をして分かり合って、それを持ち帰って行政職員が施策に反映するというので、本当に必要とされているものを事業化するということで役に立っているという評価をいただいていますので、それを相談支援バージョンに生かしていきたいということがあって、今回直営と委託という形にさせていただきました。

そして寄り添い支援についてですが、行政の組織の中で長く何年にもわたってそのご家庭に関わり続けるという部署はないと思っておりますので、どのくらい近く寄り添えるかというのはこれから相談支援機関の皆様と一緒に福祉まるごとサポートセンターを走らせてみながら、その距離感をつかんでいこうと思っておりますが、長く関わる、そしてひとつ課題を抱えたご家庭が何年も経ってからまた原因はつながっているけれども新たな課題を生じるということが往々にして起こりがちだと思いますので、そういうところをできるだけ未然に防ぐ、あるいは早期に対応できるというような体制を作っていきたいと思っております。そういう考え方でつくった部署でございます。

○山下会長 よろしいでしょうか。さきほどの資料の1ページ、千葉市の包括的相談支援体制等について皆様からご意見をいただきましたところです。これは令和5年バージョンですが、毎年絵が書き加えられて変わっていくだろうと思います。10年くらいかかるかもしれないです。

どういうふうにするかというところ、例^{れい}のところ、これは例ではなくてすでに動いているところですけど、市の生活保護・年金・保健福祉行政等含めた様々な保護や給付等に関する事、そしてあんしんケアセンターにおいては地域ケア会議が法定化されておりますので、そちらとの関係、障害の方は先ほどの自立支援協議会、子育てに関連する子どもの方は要保護児童対策地域協議会、そして生活自立・仕事相談センターは支援会議、法定化されていませんが支援調整会議といった各個別の支援と地域づくりを進めていくための会議体があります。そうした会議体にまるごとサポートセンターの方が関わったり、独自にするかも含めて今後検討されながら各制度で個

人の福祉サービスは提供されるんですが、それが世帯や家族となったり、近隣との関係で生活に不安定な状況が生じている場合というのは、この制度という関わり方のアプローチではなくて、ネットワークとか連携といったことが非常に重要になってきますので、まるごとサポートセンターがされるのか、それぞれのセンター等が力量を高めていくのか、これも地域ごとや区域ごとの状況で変わってくると思いますので、それもこれからよく検討されながら進めることになるんじゃないかと思います。

そして民生委員児童委員協議会の会長さんがおっしゃった地域住民と、というところはご本人が相談をするのではなくて、周辺の方々が心配で相談を寄せているケースこそなかなか解決に至らないという状態があります。今までの役所も含めてさまざまな委託されている相談機関が悩ましい状況にあるというのは、その相談が制度の対象か対象ではないかということですが、そこで止まってはいけない。確かにその先の解決をするということが叶わないケースが随分出て参りますが、そこで支援を終了するのではなくて、関わり続けるアプローチといったものが重要だというのが近年の社会福祉のソーシャルワーク教育や政策の方でも言われているところです。

この包括的、総合的な支援体制の整備というのは本人が解決したいと思った時にスムーズに行く場合が多いんですが、ご本人がまだ躊躇されていたり、拒否したりしている場合においては私たちが想定している解決といった状態に至らない場合が随分あります。その際に、そこで相談を途切れさせるのではなくてつながり続けることが重要だというのが先ほど部長さんがおっしゃったケースの一例かと思います。それをいろいろな相談機関が担うのか、まるごとサポートセンターが担うのか、協働でやるのか、民生委員さんとネットを組み合わせながら支援を組みなおしていくのか、さまざまな個別のケースとそれを解決するための地域づくりとか、相談を受けている方々が、受ける対象ではなくて、地域社会に参加する対象だというように、対象の位置づけを書き直すところも重要になってくるのがこのケアの内容ですので、時間がかかることですが、よくよく関係機関、今日皆様からご意見いただいた内容を各相談機関の方でも参考にいただきながら、まるごとサポートセンター自体とこれまでの各センターの相談機能と地域づくりの充実を図っていただきたいと思ったところです。

この議題についてはこれぐらいでよろしいですか。ありがとうございました。

(3) 議題 ア 「支え合いのまち千葉 推進計画（第5期千葉市地域福祉計画）」の推進状況について

○山下会長 それでは次第4の議題に入らせていただきます。

「(1) 支え合いのまち千葉 推進計画（第5期千葉市地域福祉計画）の推進状況について」事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（中田課長補佐） 地域福祉課の中田でございます。議題(1)「支え合いのまち千葉 推進計画（第5期千葉市地域福祉計画）」の推進状況について、説明いたします。

こちらの議題につきましては、大きく分けて2つございます。1つ目は、資料1を用いまして、「支え合いのまち千葉 推進計画」、そして、2つ目が資料2を用いまして、「成年後見制度利用促進基本計画」の推進状況のご説明となります。私からは、1つ目の資料の説明、続けて、地域包括ケア推進課長の前嶋から資料2の説明をさせていただきます。

それでは、1つ目、「支え合いのまち千葉 推進計画」の推進状況について、お手元の資料1を

ご用意ください。

こちらは、市の取組みの令和4年度の推進状況でございます。地域の取組みを定めた各区支え合いのまち推進計画の推進状況につきましては、現在、取りまとめ中でございますので、11月に開催を予定しております分科会で説明させていただきます。

それでは、まず、1ページをご覧ください。

こちらでは、資料の見方について、簡単に説明させていただきます。

真ん中の表の左側から、「事業ナンバー」「事業・施策名」「計画内容」「担当課」令和4年度の「予定・目標」「実績」「評価分類」「評価」「評価理由」、一番右側が「令和5年度の予定・目標」の欄となっております。

資料の下の、枠で囲んでいる部分、第5期計画の評価については、それぞれの事業・施策の内容によって、「定量評価」と「定性評価」の2つに分類、整理しております。

定量評価については、量的な目標を掲げ、評価しております。その評価指標については、「S」評価、「A」評価、「B」評価、「C」評価の4段階で、それぞれの達成度合いは記載のとおりでございます。可能な限り定量評価としておりますが、内容によっては、定量評価になじまないものもございますので、そちらは、定性評価として、取組みの内容やプロセス等を評価しております。こちら4段階評価としており、「◎」、「○」、「△」、「×」で、達成度合いは記載のとおりでございます。

続いて、3ページの「市の取組事業・施策一覧」をご覧ください。

こちらには、141の事業及び施策を一覧にまとめ、それぞれに評価を記載しております。

資料の下の枠で囲んでいる部分、「市の取組みの評価について」をご覧ください。こちらの枠の中に、141の事業・施策の評価の合計を記載しております。

実施状況は、定量評価については、S評価が23項目、割合で30%、「A」評価が30項目、割合で39%、「B」評価が17項目、割合で22%、「C」評価が7項目、割合で9%、定性評価については、「◎」評価が3項目、割合で5%、「○」評価が47項目、割合で73%、「△」評価が13項目、割合で20%、「×」評価が1項目、割合で2%となっております。

全体的な評価としては、「S」評価と「A」評価の両方を合わせると69%、「◎」評価と「○」評価を合わせると78%になっており、一概には比較できませんが、令和2年度の割合と比較してコロナの影響から回復基調にあると考えられ、市の取組みは、概ね推進されていると考えております。

続いて、5ページをご覧ください。ここからは、市の取組みの全141項目を24ページにわたり記載しております。

各事業の実績と評価については、資料のとおりでございますが、項目数が多く、お時間に限りがございますので、第5期計画から新たに位置付けた取組みの中からいくつかご紹介いたします。まず、目標が達成できた取組みからご紹介いたします。

5ページ、ナンバー3の「デジタルデバイド対策」です。

こちらは、スマートフォン講座を開催するとともに、スマートフォン相談員を養成する事業で、評価分類は、定性評価としております。令和4年度は、スマートフォン講座を予定通り開催するとともに、予定にはなかったスマートフォン相談会を開催できたことから、評価は「◎」としております。当初予定していたスマートフォン相談員の養成についてですが、国が「デジタル推進委員制度」を創設したため、市が個別に相談員を養成するよりも、この推進委員を活用した施策

の方が相談体制として効果が高いと考え、推進委員を活用したスマートフォン相談会の開催に変更し、令和5年度も引き続き実施する予定です。

続いて、7ページをご覧ください。ナンバー5の「市民自治の推進」です。

こちらにも評価分類は、定性評価としておりまして、令和4年度は、町内自治会と市民活動団体のまちづくり交流会や若い世代の地域活動への参加促進に向けた町内自治会に関するワークショップを開催する予定で、若葉区で交流会を2回開催し、地域の課題解決のために各団体が連携してできることなどについて意見交換したほか、淑徳大学でワークショップを2回開催し、50歳代以下の方を中心にお集りいただき、町内自治会活動の担い手を増やす方法などについて、意見交換しました。こちらは目標が概ね達成できたことから、評価は「○」としております。

最後に、目標を下回った取組みをご紹介します。26ページをご覧ください。ナンバー129の「社会福祉法人の公益的な取組みの促進」です。

評価分類は、定性評価としております。

こちらは、地域において、社会福祉法人の公益的な取組みが広がるよう、千葉市社会福祉協議会と連携し、社会福祉法人の各種取組みを市のホームページなど、各種広報媒体で周知する予定でしたが、買い物支援サービスの試行実施があったものの、令和4年度中の新たな取組みの立ち上げが叶わなかったことやコロナ禍により社会福祉法人との連携が困難であったことなどから、市ホームページなどでの周知に至らなかったため、評価は、「×」としております。令和5年度以降についても引き続き、千葉市社会福祉協議会との情報共有を密に行うとともに、情報収集に努めて参ります。今後は、令和4年度の取組みの成果と課題をしっかりと分析し、中間見直しに反映して参ります。

ここまでの、市の取組みに関する説明でございます。

○事務局（前嶋課長） 地域包括ケア推進課長の前嶋です。

私からは、成年後見制度利用促進基本計画に係る令和4年度の推進状況を説明いたします。皆様、資料2をご覧ください。

市町村における成年後見制度の利用促進に関する計画は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」において努力義務として、国の基本計画を勘案の上、策定することとされております。

千葉市においては、第5期千葉市地域福祉計画と一体的に策定する形で、令和4年度より開始いたしました。この計画においては、市の取組みとともに、成年後見制度の利用促進に関する地域における中核的な機関を担う「千葉市成年後見支援センター」の取組みをあわせて計画に反映させております。

資料2の1ページをご覧ください。

こちらは、成年後見制度利用促進基本計画に基づく事業・施策一覧です。計画は大きく5つの施策で構成し、この各施策に基づき、市及び成年後見支援センターの具体的な取組内容を定めております。

各取組みの評価につきまして、定量評価、定性評価それぞれの考え方は、先ほど説明のありました評価の考え方と同様です。

まず、定量評価の事業・施策については、3項目となりますが、S評価が2項目と、B評価が1項目となりました。B評価となった項目につきましては、このあと個別にご説明します。

次に、定性評価の事業・施策については、13項目ございますが、この全てが「○」評価となり、順調に推進されています。

事業・施策と評価の全体につきましては以上でございます。

続きまして、資料の3ページをご覧ください。

こちらは、計画に基づく施策の展開として、5つの施策に基づく具体的な取組みの令和4年度の実績及び評価等を示したものです。

5つの施策の内、1つ目の施策「成年後見制度の利用促進に向けた体制整備」については、中核機関としての成年後見支援センターにおける相談等の各機能に基づく取組み状況や、市が行う後見人への報酬助成等の取組み状況について記載しております。評価はいずれも定性評価としており、概ね目標どおりの取組みが行えたことから「○」評価としております。

施策2「成年後見制度の普及啓発」については、成年後見制度の利用促進にあたり重要な取組みになるところですが、市民等を対象とした講習会の実施やパンフレット等による普及啓発について、数値目標を上回る取組みを実施したことから、定量評価「S」としております。

施策3「成年後見制度の利用に向けた支援の充実」及び施策4「チームによる適切な支援の実施」については、成年後見制度の実際の申立てに係る取組みから、成年後見人が選任されて以降の地域連携ネットワークを生かした支援の状況を示しております。

評価につきましては、いずれも定性評価としており、概ね目標どおりの取組みが行えたことから「○」評価としております。

施策5「後見活動の担い手の養成・育成支援」についてですが、ナンバー1「市民後見人の養成・育成支援」に係る評価について説明いたします。

市民後見人の養成研修は、成年後見支援センターにおいて、2年課程のカリキュラムとして実施しております。令和4年度においては、2年課程のうち前期課程、つまり1年目の研修を実施し、13名の市民の方が受講しております。そのため令和4年度の修了者は0人ですが、令和5年度に現在の受講者13名が後期課程を修了する見込みがあるため、目標値の25に対して52%の達成率となることを踏まえての評価をBとしております。

ナンバー2の各種取組みに係る評価につきましては、いずれも定性評価としており、概ね目標どおりの取組みが行えたことから「○」評価としております。

成年後見制度利用促進基本計画の進捗状況の説明は以上でございます。

○山下会長 ありがとうございます。ただいまのところにつきまして、ご質問、ご意見はありますか。

○武井委員 武井ですが、支え合いのまち千葉 推進計画の内容なんですけど、市のいろいろな部課が関わっていて、内容そのもののチェックはどなたか見ておられるんでしょうか、という質問です。なぜそんなことを言うかという、まず評価そのものだけ見てもこれはどう見てもちょっと変じゃないかというのがあちこちに見られます。たとえば31番、42番、54番、59番、90番、134番、いろいろ出てきます。60番もそうです。

個別に何でこれが変なのか言ってもいいんですけど、そのあたりの問題がまず一つと、令和5年度の目標は今やっているところなので特に気になるんですけど、そのところでは実際に定量評価なのに定量の目標値が入っていないのも、たとえば131とか133とかいくつが出てきているんで、その内容のところをもうちょっとどなたか見る必要があるんじゃないかと思うんですけど。まず内容がこれで妥当かどうか担当課と見ておられるんでしょうか？

○事務局（和田課長） ご意見ありがとうございます。照会を地域福祉課の方からかけまして、各課からご提出いただいたものがベースとなっています。ただ前回の分科会で武井委員から厳し

いご指摘をいただいたところはございまして、当課の方でも書かれている内容について本当につけた評価と書いている内容が一致するのかどうかというところはチェックをさせていただきます。ただそれが完全ではなかったというご指摘だろうと受け止めさせていただきます。

また更なる厳しい目をもって所管課等に確認を再度求めて参りたいと考えております。

個別のどういうところがというところにつきましてはまた会議終了後にでも改めてご意見等を頂戴できればと思いますがいかがでしょうか。

○武井委員 それでもやむを得ないと思いますが、普通に見てもらってもこれで良いの、というところ。例えば31番、見ていただいても何で「B」なんですか？全然できなくてむしろマイナスのようになっているところ、どう見ても「C」じゃないのとみられますし、62番のところは評価そのものの問題があると思うんですが、避難所運営委員会の設立なんかはどんどん増えてきたので全ての避難所に運営委員会を作ること为目标にしていますが、もともと令和3年度に158団体くらいあって、それを176団体に上げますよ18増やしますって、それを年度目標でやっているのに、増えた数で言えば8しか増えていない。こんな状況なのにAと評価しているんですね。そんなのちょっとおかしいでしょと思わないんですかね。

そのあたりも含めてこうした例がまだまだいくつもあるんですけど、誰か見ておられるんですかという質問ですけど。

○山下会長 市の会議資料として提出されているので、誰がということではなく組織として見たということだと思いますが、これは各課が自己評価しているの、むしろ武井委員が「それは『A』じゃなくて『C』だ」というのが、この委員会の役目かもしれないです。

ご指摘については、評価って本当に難しく、10時間ぐらいないとできない議題なんですけど、前回よりは随分頑張っている。ご指摘については後でまた記録させていただいて手直しする必要があります。

10ページの31番、これは「B」でいいのかどうかの評価の判定ですけど、武井委員のご指摘の参考になるというか、そのとおりのご指摘で終わりますが、むしろ私はそこで拝見して思ったのは、令和5年度の目標で、「まずは今相談の来ている西の谷小学校の開放を成功させます。各学校へ今年も事業の周知を行い〜知っておいただきます」ってすごく負けず嫌いだなと思いつつながら読んでいたので、こういうところが実際に生で仕事されているなと感じつつ、評価自体の項目もちょっと多いかもしれないし、この枠組み自体が行政の方がこの資料を作る時に仕事をさせにくくしているかもしれないので、この枠組みを埋めることに注力するより、今後の地域福祉計画の評価の在り方をもう少し見直した方がいいかなというのが、武井委員のご意見と合わせて私の感想です。今後もこれを続けるとずっとこの話で終わっちゃうのでそろそろ全体を見直す時期に来たというのが私の4年前からの意見です。

でもしゃべりたそうだから一言どうぞ。

○武井委員 令和4年度の評価については、これはこれで出てきて仕方がないところはあるかもしれないけど、令和5年でやることについても、定量評価しているのに目標値も数値も何もないって、これはもうちょっと誰かに見てもらいたいところなんですけどね。

○山下会長 見てもらいたいって人の問題なのか、構造自体が問題なのか、私は会長としての意見なので、誰が見るべきとかそういう話はしない方がいいと思いますが。

事務局から補足あればどうぞ。

○事務局(和田課長) 厳しいご意見ありがとうございます。令和5年度の目標のところですが、

計画書本編の方には5年度用評価の項目につきましては数値を載せさせていただいているところがございます。

ですので、ここで書いているところ、書いていないところ、揺れが出ているところは事務局として統一させるべきだというのは考えなければいけない課題として思っていますが、5年度の目標自体は計画書本編の方に載せさせていただいているということは申し上げさせていただきます。○山下会長 一つだけ申し上げますと26ページの129番、「社会福祉法人の公益的な取組みの促進」というのは地域福祉計画の特徴的な部分ですので、あえて少し取り上げておりますが、千葉市としては取組事例の広報を行うという計画を立てておられて、できなかったので「×」となっておりますが、広報自体行政のそもそもの計画として挙げることの妥当性を含めて、少し評価の項目を見直していくことを進めていくとともに、社会福祉法人の公益的な取組み自体をこれから促進させる必要があると思っている立場からいたしますと、千葉市内の社会福祉法人がどのような公益的な取組みを行われたり、行われようとしているか、千葉市社会福祉協議会も含めて、行政もそうしたところに着目いただきながら、例えば先ほどの福祉まるごとサポートセンターの方々が、そうしたところにも関心を寄せつつ地域づくりを図っていくなど、こうした計画とまるごとサポートセンターの関わりも検討いただきたいと思います。

ほかご意見等ございますか。お二方挙がりましたので小坂委員から。

○小坂委員 市民後見人について伺います。まだまだこの市民後見人、認知度が低いと思います。先ほど研修を受けておられる方が13人と伺いましたが、最終的に裁判所が選任をするという流れになると思いますけど、認知度がまだ低い中で成年後見人と比較してどのような割合で選ばれているのかということと、そしてご家族等の方からの評価について伺います。

○事務局（前嶋課長） 地域包括ケア推進課です。市民後見人についてはまだまだ周知が進まないという、後見制度そのものの周知ももちろんしていかなければいけないのですが、市民後見人につきましては令和5年3月末時点で研修を受けて登録していただいている方が、千葉市内で78人、そのうち裁判所から選任を受けて活動をされている方が15人というような実績です。千葉家裁のデータからだとな成年後見制度利用者数が令和4年で1,632人ですので、その中での市民後見人の15人、大体1人1件、複数持つ方は少ないので、本当にわずかです。

市民後見人が担当していただいている被後見人ですが、多くは社協が法人後見として受任し、複数後見人として市民後見人が活動することになりますが、身上保護を中心にやっていただいているので身寄りのない方が大多数です。以上です。

○小坂委員 すみません。もう1点。通常成年後見人が選ばれるのかなという中であえて市民後見人を選任されるという理由をお聞かせください。

○事務局（前嶋課長） 市長申立てを行政の方が裁判所にした事例において市民後見人が付く場合が多いんですけど、例として既に施設入所等により経済的問題がなく、どちらかというとな身上保護も安定的な状況なのであえて専門職等の後見人でなくても、市民後見人で十分にできるという場合に候補者として市から社協との複数後見という形で市民後見人ではいかかかと裁判所の方に申し添えをしたうえで、裁判所に最終的に選任していただいています。施設との関係性も大きいというような形で裁判所に選任していただいているというのが背景かと思えます。

○山下会長 受任調整のことなどお話されたらわかりやすいかもしれない。

○事務局（前嶋課長） 市長申立てに関しましては千葉市が毎月ケース検討会というのを司法の三士会の先生方、弁護士、司法書士、社会福祉士を助言者として出席いただきまして、各区が挙

げてくる市民後見人のケース検討をしたうえでこの事例ではどのような方が後見人として適任かというのまでやっています。裁判所に申立てする際にはどのような方が候補者としていいのかというのを申し入れる欄がありますので、そこには検討会での議論を含めて審判するというような形でやっています。

○山下会長 家庭裁判所の選任も家庭裁判所の方の情報量だと難しいので、受任調整だとか市民後見人の状況などもよく入手しながらされているようです。もうひとつどうぞ。

○駒野委員 若葉区の駒野です。129番、先ほど会長さんからご指摘があったところで、施設の公益的な取組みについてなんですが、私どもの現状とお願い事がありますのでしていきたいと思えます。

私どもの地域って広いところで施設がいっぱいあるんですよね。そんな状況の中で敬老会を考えています。敬老会をやる時に広いのでどうしても足の問題がございます。お金がかかってしまうんですよね。たとえば敬老会予算20万円でやる時にバス1台チャーターすると、8万円かかってしまいます。

そこで社協の若葉区事務所に相談しましたら、この公益的な取組みがあるという話を聞いたんです。社協の窓口を経由しまして、結論的には施設の方も公益的な取組みがあるので、ぜひ協力させてくださいと言われて少しほっとしているんですけど、この問題に関しては全体的な地区の問題なんです。それで社協だけではなくて連協さんですね。自治会長さんの集まりでも足をどうしたらいいか問題になっているところでしたので、ちょうどタイムリーな話題が出ていたので、現状の報告と令和5年度になりますともっとやっていただけたらと思うんですけど、是非お願いしたいと思えます。

それで私ども福祉施設回って歩いているんです。「タオルでボランティア」ということで家庭にあるタオルを集めて施設に送る運動をやっているんですが、去年は13施設行きまして、ありがたく、ということで交流ができていますよね。2年目に入りました。施設の人何か地域の為にお役に立ちたいとおっしゃってくれています。でも何をやっていいかわからないというのが現状でして、そこでたまたま事例なんですけど今ここにありますように買い物支援ですか、これは結構うちの方はいろんなところでやっています。ホームページとかでは紹介されていないんですけど、あるのがわかりました。それから敬老会に関しては施設の人に送迎をお願いしたんです。

いつもではなくて、ポイント的に敬老会のこの日のこの時間帯だけやって下さいということで、例えば多部田町内に9名ほど公民館にいる人をどうしましょうかという時にお願いしたんですけど、これもちゃんと引き受けていただきまして、施設の方も公益的に何かしたいと思っているんですよね。何していいかわからないという感じだと思うんですけど、そんなわけで困りごとがあれば、そういうところに相談しながらやっていこうかと思っています。

そういう意味で5年度も引き続き、千葉市の取組みとなっていますが、私どもにも関係ある項目ですので、アナウンスをしていただきたい。それは社協だけではなくて自治会長さんが集まる連協とか、そういうところにも説明していただきまして、皆さんに理解してもらうことが大切かと思えました。以上です。

○山下会長 ありがとうございます。他にありますか。武井委員どうぞ。

○武井委員 武井ですが、この内容全部見た中で言っておきたい項目が何点かあります。

ひとつは47番の見守りの話だとか、44番の地域支え合い活動の話なんかは社協でやっている項目と重なってしまっていて、47番の見守りなんか特に2団体が3団体になってSだどつけてお

りますけど、社協地区部会の方で全面的に広い範囲でできるような形で、すでに251の町内自治会が参加してやっている内容なので、あるいは地域支え合いも6団体できましたよというけど、これも社協の方ですでに26団体できていて活動しているところです。

6団体のひとつに補助金がないから、私のところも入っていると思うんですけど、むしろ社協でやっているのを一本化して。何で別々にやらなきゃいけないのという問題が出ています。特に見守りなんかはこれだけしっかりできてきているのに市の補助金なくて社協独自の補助金でやっているはずなので、そのあたりも一本化すればもっと効率的にうまくいくのに何でこういう形でやっているんでしょうかというような感じを持ちます。

それに加えてごみ出し支援の話が45番にあるんですけど、ここの内容も全然書いてある認識では問題だと思います。実際何で増えないかと言いますと、この経過については連協の方の話でもしたんですけど、最初に環境の方で進めていた時も問題だったものがやっと改善して、町内自治会長、民生委員の方が必要と認めればいいですよと言ってもらって、40あるうちの大半がそこで増えたんですけど、その後また福祉の方にそれが移管されたら、内容的に要介護度とか調査する承諾書を取ってこなければ対象にしないという話に変えたために、みんなストップしてしまって、現状で進んでない状況にある問題です。にもかかわらずここではPRが足りなかったという書き方をしているが、そんな内容じゃないはずですよ。もっと見直してくださいと再三要求しているんですが、無視を続けられています。

それからもう一つあんしんケアセンターを増やすのはいいんですが、出張所を増やすのは非常に問題で、今2か所ある出張所のひとつは自分のところで一番苦勞しているところなんですけど、出張所にするとうかが範囲なのかまだわからない状況です。途中で変えられたようなんですけど、そんなことをして私の場合は出張所所長に声をかけて何とかなるんだけど、一般の方はどっちに行ったらいいかまだ分からないところもあって、そんな苦勞をしているのに実態もわからないで出張所だけ増やされたら、困っているところを増やす内容であるし、さらに出張所のことを無視して生活支援コーディネーターを増員するのも、あんしんケアセンターだけで増やして1人ずつつけて、なぜ出張所のこと考えないのか、今私たちの地域の出張所は他のあんしんケアセンターの地域より人口も高齢者の人数も倍から三倍、少ないところと比較すると三倍以上の大きさになっているんですね。そういうところに生活支援コーディネーターはつけませんという考え方もおかしいと思っています。是非地域の実態をもっとよく見ていただいて、どういう問題があるかも含めて、対応していただきたいところです。

また書いてある内容でいきますと、60番のこども110番の家なんかも実際に駆け込みがないからなんだろうけど、令和2年に駆け込みが1件だけありましたと書いてあるけど、不審者の出沒は何件くらいあって、そのうち本来なら駆け込まなきゃいけないのが何件で、なんで駆け込まないのかも本来だったら考えるべきです。ただこども110番のいえの件数を言えばいいという問題でもないでしょうというような内容も含めて、いろいろ問題点が今の実態から比べると本当に出てくるので、そういうのをこの場で言ったらいいのか、どこで発言したらいいのかと非常に感じています。

○山下会長 どこに言えばいいのか。どうぞ。

○事務局（清田課長） 高齢福祉課長の清田です。いろいろなご意見をいただきましたが、まず複数の事業があって、類似している事業が散らばっていて、一本化した方が効率的ではないかという旨のご意見をいただきました。似たような事業が確かに多いです。その中で一本化、効率化

するというご意見はごもっともでして、我々としても可能な限りそのような改善は模索していきたいと思えます。ただ、実際として例えば地域支え合いの事業ですと介護保険のサービスのひとつとして行っておりますので、事業所の指定とまで厳しくはないですが、指定基準があつてその中でやると、その代わり介護保険事業特別会計で介護保険が適用されて利用者が1割程度の負担、そういう制度適用ができる。

市で行っている事業の場合は補助事業ということになっています。そういった制度の背景がありまして、統合できない面もいくつかございます。

そして、ごみ出し支援のお話もいただきました。これは環境局時代と制度の違いもありますが、当時運営団体の方の申請に基づいて要件を厳格にチェックすることなく行っていました。行政の方で補助金を出す以上、公金を支出するということで何らかのチェックをさせていただきたいということで、ただ、障害者手帳だとか要介護の認定をいちいち出していただくのは負担だろうということで、同意書を出していただければ千葉市の方で調査をさせてもらって、該当すれば市の方で認定するというように運用を変えたところです。

ただ、その趣旨につきましてはこれまでもお話をさせていただいているところですが、この制度改正によって利用できない方がいらっしゃるとか、また団体の方で消極的になってしまっているということがありましたら、この制度の趣旨から致しますと、利用者を増やしていかなければいけない、本当に困っている方にサービスを提供しなければならないという趣旨で行っているものなので、利用者団体の方に対する意見聴取やアンケートを通じて、制度の改正見直しできる場所は見直しをしながら、支援団体が増えていくようなことを取り組んで参りたいと思えます。以上です。

○事務局（前嶋課長） 地域包括ケア推進課です。武井委員ご意見ありがとうございました。

あんしんケアセンターの出張所につきましては現在4か所ありまして概ね好評いただいているんですが、ただ出張所なのかセンターなのか迷われる、わかりにくいというご意見もいただきましたので、周知方法、利用方法につきましては再度勉強させていただければと思えます。

また、生活支援コーディネーターにつきましては、おっしゃるように高齢者人口に応じての配置が現在できておらず、あんしんケアセンターに1人という形なので、そこにつきましては以前もご意見いただきましたので、5年度には反映できないんですが、6年度以降の第9期の介護保険事業計画、3か年の計画をこの後立てますので、その中では是非出張所への生活支援コーディネーターの配置につきましては、当課でも計上していきたいと積極的に考えておりますので6年度以降頑張りたいと思っております。よろしくお願ひします。

○事務局（和田課長） 地域福祉課でございます。資料にかかわる問題点等をどこの場で申し上げたいのかということに関しまして、今回は地域福祉計画の名の下で141の事業をご覧のような形でまとめさせていただいております。この分科会は公開の会議であるとともにそれぞれの施策を掲載させていただいた課に対してどういう議論が行われて、どういうご指摘ご意見があつたかというところはそれぞれの所管課の方にも漏れなく申し伝えるというような形で対応しています。

今回の件につきましてもどのようなご意見をいただいたか、議事録の共有という形になりますが、このようなご指摘を受けましたと丁寧に申し伝える形で対応していきたいと思っております。以上です。

○武井委員 個別には各々話はしているんですが、なかなか進まないところもあります。

例えばさっきのごみ出しの話なんかは環境の方から福祉に行くときに今までのやり方で問題があるのか市連協の場面でも議論したんですけど、全く問題なくうまくいっていますと回答しながらこういうことになっているわけです。制度変えているわけですよ。

それで見てもごらんなさいというようにピタッと止まっちゃっているわけですよ。ごみ出し支援するのに何となく申し訳ないと思いながら、ごみ出し支援してほしいですということで、あるいは民生委員や町内自治会長が見てやっぱり必要だからやってあげましょうという形で進んでいくにも、市の方で実際に介護度がどれくらいか調査するから、同意書を一人一人持ってこなければ認めませんよっていうそういうやり方に変えて、それでみんなそんななら申し訳ないからいいですと断るわけですよ。それは問題だから早く元に戻して下さいと申しあげているのに全く取り上げてくれないということもありまして、その認識が書いてあればまだしも、周知が十分じゃなかったからでなく、周知は十分なんです。

使いにくくなっちゃってるから使わないんですよ。そのあたりをよく考えて欲しいんですけど。○山下会長 ありがとうございます。武井委員のご質問のどこで言えばいいかということはこの会議で言うていただくのが一番いいと思います。それでどこで評価するのかというのはこの表の4列目に担当課が記載されているので、その評価がここに掲示されているんだろうと思います。

推進状況についてはこのような形で事務局の方から提案されていまして、こちらが審議事項、議題となっておりますので皆様の了承を得ることが必要です。

今回の了承の得方ですが、この後またご意見等含めて何番についてこうだということや、評価自体について異議があるなどありましたら事務局の方にお渡しいただきまして、この資料をそのまま了承とするのか、皆様方からいただきました評価に対する異議を会長の私と事務局でもう一度精査いたしまして、この推進状況についてご了承得るという事と、次回以降の評価、資料の扱い、作り方、私たちの見方等と、もしかしたら会議等で評価自体に異議がある場合にもう1回担当課に戻して、地域福祉課の方で調整されるかどうかといった、地域福祉計画の評価のあり方については、実は地域福祉計画の評価については法律に盛り込まれまして、努力義務になっていることもありまして、市民の目が強くなって、行政と市民が一緒になってこういう計画を作らしようという時代によく立ち至りましたので、武井委員のご指摘は非常に重要なご意見と受け止めつつ承りたいと思っておりますがよろしいでしょうか。ありがとうございます。

(3) 議題 イ 「千葉市再犯防止推進計画」の推進状況について

○山下会長 それでは少し時間が迫っておりますので先に進めさせていただきます。(2)の「千葉市再犯防止推進計画の推進状況について」をお願いします。

○事務局(中田課長補佐) 地域福祉課の中田でございます。議題(2)「千葉市再犯防止推進計画の推進状況について」ご説明いたします。

資料3をご用意いただけますでしょうか。

千葉市再犯防止推進計画については、前回の分科会で策定のご報告をさせていただきましたが、市の関係部署で取り組んでいる様々な事業のうち、再犯防止に資する事業について掲載をしています。

その掲載事業について、令和4年度の実績等をまとめております。

おめくりいただいて1ページ、「再犯防止に資する市の取組み 事業一覧総括表」をご覧ください。ここでは、44の掲載事業を一覧にまとめており、それぞれの評価分類と、対応する評価を記載しております。

ページの右下の枠で囲ってある「市の取組みの評価について」のところをご覧ください。こちらには、44の事業・施策の「推進状況」と「評価」の集計を記載しております。

評価の分類については、それぞれの事業や施策の内容によって、量的な目標を掲げその成果を量る「定量評価」と、量的な目標を掲げることが困難なものとして、その取組みの内容や体制の構築等を評価する「定性評価」の2つに分類・整理しております。

評価については、先ほどご説明をした地域福祉計画と同様に、定量評価は「S」、「A」、「B」、「C」の4段階、定性評価は「◎」、「○」、「△」、「×」の4段階で表しております。

全体的な評価としましては、まず、「定量評価」の事業については、6事業のうち、「S」評価が4事業、「A」評価が1事業、「B」評価が1事業となっています。

次に、「定性評価」の事業についてですが、38事業のうち、「○」評価が37事業、「△」評価が1事業となっています。

「定量評価」と「定性評価」を合わせると、「S」評価と「A」評価と「○」評価の合計が42事業となり、「目標を概ね達成している」事業は全44事業の95%に達していますので、事務局としては、計画掲載事業については、「概ね推進している」と考えております。

続いて2ページをお開きください。

ここからは取組みの全44事業について、12ページにわたり掲載しています。

これから各事業の内容と昨年度の実績についてご説明したいと思いますが、時間の都合もごさいますので、評価が際立っているものや更生保護に関する取組みなど6項目についてご説明させていただきます。

なお、取組項目につきましては、再犯防止に資する取組みを記載していますが、犯罪をした人等に限定した制度ではない取組みも多くございます。それらの事業は、犯罪をした人等にとって、地域で暮らしていくうえでの支援に当たるものであると考えておりますが、そもそも犯罪をした人等と認識して支援するものではなく、犯罪をした人等に関する実績のみを抽出することが難しいといった事情もあることから、表現としては事業全体の取組内容や実績となっていることをご了承ください。

それではまず、ナンバー2「千葉市保護司会連絡協議会との就労支援協定に基づく市役所における就労支援」をご覧ください。

この取組みは、平成26年に千葉市と千葉市保護司会連絡協議会の間で締結いたしました就労支援協定に基づく取組みでございまして、千葉保護観察所さんとの連携により、市保護司会から推薦を受けた保護観察中の少年等を、市の臨時職員として任用し、市職員としての勤務実績をご自身の勤務キャリアとして積み上げていただき、本格的な就労に結び付けていただくことにより、自立及び社会復帰を支援していく環境を整えていくものでございます。

この事業における就労の対象者ですが、「千葉市に在住する若年の保護観察対象者」という条件がございまして、保護観察対象者ならどなたでも対象になり得るものではないため、推薦されてくることはなかなか難しいのですが、千葉市としては推薦された方が現れた場合、いつでも受け入れられるように体制を整備しておくことが肝要と考えておりまして、昨年度の受入れ実績は0ですが、環境を整えるという観点から評価は「○」とさせていただきます。

次に5ページのナンバー16「重層的・包括的相談支援体制の構築」をご覧ください。

この事業は、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会の実現を目指すべく、複雑化・複合化した生活課題の解決に向けて、置かれた状況や年齢を問わず各種相談を包括的に受け止め、適切な支援に早期につなげるため、重層的・包括的な相談支援体制を構築することを目的としております。

昨年度は、千葉市に適した相談支援体制のあり方を検討することとし、その実績としては、民間コンサルタント事業者への業務委託により、他市の状況調査や会議の開催、あり方検討の経過を今後に残すためのコンセプトブックの作成などを行うとともに、複合的な課題や制度の狭間にある相談者にも継続的な寄り添い支援を行うことで、解決への道筋が見通せるだけでなく、解決が困難な課題を抱えた方にも、関わり続ける相談窓口である、福祉まるごとサポートセンターの、本年10月開設の道筋をつけることができましたので、評価は「○」といたしました。

この事業の詳細につきましては、先ほど報告事項でご説明させていただいたとおりです。

次に、7ページのナンバー25「非行防止にかかる事業」についてです。

こちらの取組みは、非行防止のための相談窓口の周知啓発活動を行い、相談窓口の利用促進につなげるものでございますが、令和4年度の実績が前年度の実績を大幅に上回りました。これは、学校関係者が出席する会議において、丁寧な周知活動を行った結果、学校からの相談件数が大幅に増えたことから「S」評価としたところです。

次に、11ページのナンバー37「更生保護サポートセンターの設置支援」についてです。

現在、各区に1か所ずつ設置されている、保護司の活動拠点であります更生保護サポートセンターですが、関係課や各区役所と調整させていただき、所定の手続を経たうえで、中央区は中央コミュニティセンターに、他の区は区役所内に設置しておりますので「○」評価としたところです。今後も設置の必要性を関係部署に伝えながら引き続き保護司活動の拠点確保のために協力をしていきたいと考えております。

次に、12ページのナンバー41「市職員への再犯防止にかかる意識醸成」についてです。

再犯防止という言葉ですが、広く市民の間に浸透しているかと申しますと、まだまだそこまでは至っていないのが実情だと認識しており、その状況は市役所の職員においても同様でございます。

そこで、従前から提供している市役所の各種サービスや事業などが再犯防止につながっていることを市役所職員に広く意識づけるべく、研修会の実施を考えておりましたが、昨年度は計画の策定を最優先で行ったこともあり、実施には至りませんでした。

しかし、計画の策定過程の中で各事業所管課との掲載に係る協議を重ねることにより、「再犯防止に結びつく」ことへの理解を得ることができたことや、研修等の実施については、コロナ前に実施したことがある施設見学会などを行ってはどうかというような検討に着手いたしましたので、評価を「△」としたところです。

最後に、13ページのナンバー44「関係機関・団体との連携」についてです。

こちらは、更生保護に関わる団体との連携を図るためにネットワーク会議を設置し意見交換などを行うというものですが、昨年度末に発足し、キックオフの会議を実施して意見交換を行うことができましたので評価は「○」としております。なお、ネットワーク会議の協議事項として意見交換の他に支援事例の報告をすることとしていますが、キックオフ会議では協議事項について了承をもらうにとどまっており、支援事例の報告には至っておりません。

また、今年度も7月に会議を開催し、計画掲載事業の推進状況について報告したところでして、参画いただいた関係機関や団体とは今後ともこのネットワーク会議を中心に各機関・団体との連携強化を図り、再犯防止の推進に役立てていきたいと考えております。

個々の事業、施策の説明は以上でございます。

先ほども申し上げましたとおり計画掲載事業全体としましては、概ね順調に推進していると考えておりますが、個別の支援につきましては、少しずつ動き出してはいるものの、まだまだこれからという段階であります。引き続き、計画掲載事業を着実に取り組んで参りますとともに、個別支援の状況を把握し、庁内の関係課や外部の関係団体の皆様と連携させていただきながら、支援に結び付くよう努めて参ります。

説明は以上でございます。

○山下会長 策定間もない計画になりますが、ご質問ご意見ありますか。

5月の社会福祉審議会において計画の策定について報告をしたところです。

○小坂委員 25番の非行防止にかかる事業ですが、評価が「S」になっています。

この理由としましては窓口の周知が拡がって利用促進につながったということで759件あるんですが、非常に複雑なケースだと個人的に思っていて、結局相談件数が多くなったということはこれに対して悩んでいる方が多いということだろうと思うんですが、本来目標とすることはそういった相談がなくなる社会を目指すことだと思いますので、これが「S」になっていることがいいのか悪いのか複雑な気持ちになるんですが、できれば目標とするところを全く相談する必要がなくなる社会になることを目標として「S」評価になればいいなと思いますので、そういった工夫をお願いできればと思います。

○山下会長 事務局からコメントがあればお願いします。

○事務局(和田課長) ご意見ありがとうございます。おっしゃるように相談の類いのものは究極的にはない方がいいというのが理想だろうと私たちも思います。一方でなくならないという現実もあるわけで、そういった方々の声を拾うことがこの事業の目的のひとつと考えますので、おそらく所管の方もゼロになることを目指しつつ声を1件ずつ丁寧に拾っていく対応をしていると考えています。ご意見いただきましたこと所管の方にも申し伝えさせていただきます。ありがとうございました。

○山下会長 ありがとうございます。25番は小坂委員のおっしゃったこと私も同様の違和感がありまして、この相談自体が増えたことは計画上は重要な指標になるので、今後件数が増えていくことが想定され、なくならないと思いますが、そういう意味では発見することができたので相談件数が増えていることは重要な数値なんですけど、その相談が解決に至ったのかどうか、その先のことが見えず、数値だけで評価するのはいかながなものかというご質問だと思いますので、その段階で解決するのか、まるごとの方と一緒にやっていくのか、庁内の連携体制をご検討いただくということも付け加えさせていただいてよろしいですか。

ほかにご質問ご意見ありますか。

ありがとうございました。再犯防止推進計画については終了とさせていただきます。

(3) 議題 ウ 支え合いのまち千葉 推進計画(第5期千葉市地域福祉計画)の中間見直し素案について

○山下会長 さて、(3)「支え合いのまち千葉 推進計画(第5期千葉市地域福祉計画)の中間見直し素案について」事務局から説明をお願いいたします

○事務局(和田課長) 地域福祉課長の和田でございます。「議題(3)支え合いのまち千葉 推進計画(第5期千葉市地域福祉計画)の中間見直し素案について」ご説明いたします。

それでは、A4判の資料5「支え合いのまち千葉 推進計画(第5期千葉市地域福祉計画)中間見直し版」素案と書かれたものをご覧ください。

この素案は、昨年度2回にわたって中間見直しの方向性などについてこの分科会の中でご意見を頂戴し、それらを踏まえ作成したものでございます。

今回の見直しで大きな部分を占める「第4章 地域の取組み」及び「第5章 市の取組み」につきましては、現在各区の支え合いのまち推進協議会や市の各所管部署で策定調整中でありまして、次回の11月に予定している分科会で詳細をお示ししたいと考えております。

記載が完成していない部分が多くありますが、今回は、素案として全体構成やフレーム、盛り込むべき事柄についてご審議いただきます。

初めに、表紙と目次をおめくりいただき、1ページをご覧ください。

「第1章 中間見直しにあたって」です。

まず、「1 見直しの趣旨」です。

本計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」として策定するものです。

社会福祉法における市町村地域福祉計画は、地域福祉の推進に関する事項として、地域における高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉、そのほかの各福祉分野が共通して取り組む事項等を一体的に定めるものとされております。

そこで、本市では、認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が十分でない方の権利擁護支援を目的とする「成年後見制度利用促進基本計画」を、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条の規定に基づく「市町村成年後見制度利用促進基本計画」として位置付け、市地域福祉計画の第6章に入れ込む形で一体的に策定しています。

また、なお、本計画は、前の第4期計画が令和2年度で計画期間が満了となることから、本来は令和3年度からの開始を見込んでおりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により地域福祉活動が大きく制限されたことから、策定を1年延期いたしまして、令和4年度から8年度までの5年間の計画としてスタートしました。

本計画はコロナ禍の最中でのスタートとなりましたので、新型コロナウイルス感染症の収束の状況を注視しつつ、中間見直し等を行うことといたしました。

第1章は、続いて「2 新型コロナウイルス感染症の影響」「3 地域の取組み」「4 市の取組み」とございます。地域福祉活動をめぐる状況は、現在も刻々と変化しているところがございますので、地域及び市の取組みのこれまでの推進状況を評価・分析するとともに、本分科会でご意見等を伺いながら、次回分科会でお示しする原案に向けてさらに加筆修正していく予定です。

次に、3ページをご覧ください。

「第2章 地域福祉を取り巻く状況」です。

「1 各種統計データ」につきましては、計画策定後にデータ更新されたものにつきまして、グラフを追加して掲載しております。

次に、12ページをご覧ください。「(4) 市民意識に関するデータ」です。令和3年に実施したときとほぼ同じ質問内容で、今年4月1日から10日間、Webアンケートを実施し、前回と

比べてどのような変化があったのか調査いたしました。

「①地域福祉活動の認知状況」につきましては、地域でどのような活動が行われているか「わからない」と答えた人が依然として最も多い状況ですが、前回より8.3ポイント減少しており、地域活動に対する認知度は向上したといえるのではないかと考えております。

また、上位の回答率ではございませんが、上から5番目・6番目の「スマートフォン、パソコンなどの使い方教室」及び「配食サービス（お弁当の配達など）」が前回と比較して大きく伸びております。コロナの影響により在宅の機会が増えたことで、これらの活動への関心が高まったものと推察します。

次に、14ページをご覧ください。「③参加したい地域福祉活動」につきましては、前回5番目に多かった「交流の場や通いの場」と回答した人が一番多い結果となりました。今回アンケートを実施した本年4月には既に新型コロナウイルス感染症対策の行動制限緩和の方向性が国から示されていたこともあり、対面のコミュニケーション活動への関心が高まったものではないかと考えます。

次に17ページをご覧ください。「2 これまでの取組みと今後の課題」です。「(1) 地域福祉計画の策定・推進の経過」につきましては、第5期計画のこれまでの経過についての記載を追加いたします。

次に、18ページをご覧ください。「(2) 令和3年度の地域福祉に関する取組み及び第5期地域福祉計画の推進状況」です。計画策定を延期していた令和3年度における地域福祉に関する取組みと、昨年度からスタートした第5期計画の推進状況について分析しております。

「ア 地域の取組み」につきましては、以前分科会でご意見をいただきましたとおり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、様々な地域活動が休止や中止を余儀なくされた結果、高齢者のフレイル（虚弱）・認知症の進行、障害者や子どもたちの生活へのマイナスの影響のほか、地域活動の実施のノウハウが断絶する、担い手が活動から離れてしまうなど深刻な打撃を受けました。しかしながら、このような中でも、ICTの活用、屋外活動への切替え、参加人数を絞った開催など、「新しい生活様式」に対応しつつ地域活動を継続している事例が見られました。これらコロナ禍を経て得られた知見を活かしつつ、前回分科会では「ときめき」が必要だとのご意見をいただきましたので、担い手も受け手も参加することにやりがいや楽しみが見いだせるよう、地域活動の再生等に取り組んでいくことといたしました。

また、従前の課題についても継続して取り組んで参ります。

「イ 市の取組み」につきましては、先ほど議題の(1)でご説明いたしました令和4年度の取組状況の集計結果などをここに掲載しています。

次に、19ページ、「(3) 第5期地域福祉計画の中間見直し」についてです。

こちらにつきましては、「ア 包括的な支援体制のあり方」をはじめとして、第1章の「4 市の取組み」同様、市の推進状況を評価・分析するとともに、本分科会でのご意見等を伺いながら、次回分科会でお示しする原案に向けてさらに加筆修正していく予定です。

次に22ページ「第4章 地域の取組み（住民同士の支え合い）」につきましては、冒頭でご説明したとおり、現在、各区の支え合いのまち推進協議会におかれまして、それぞれの状況に応じてご検討いただいているところでございます。次回の分科会で各区の検討状況を取りまとめし、お示しする予定でございます。

次に24ページ、「第5章 市の取組み（地域福祉の基盤整備のために市が行う取組み）」です。

こちら冒頭にご説明したとおり、現状や課題、今後の取組方針、各事業・取組の加除及び記載内容の修正、目標設定など、見直し作業を各所管の中で実施中でありまして、次回分科会で原案としてお示しする予定です。

続きまして、「第6章 成年後見制度利用促進基本計画」につきましては、所管課の地域包括ケア推進課の前嶋の方からご説明いたします。

○事務局（前嶋課長） 地域包括ケア推進課長の前嶋です。

成年後見制度利用促進基本計画の中間見直し素案については、資料の26ページから35ページまでとなります。

認知症高齢者及び知的・精神障害者数の増加に伴い、この成年後見制度の重要性が年々高まっております。

本市の成年後見制度利用促進基本計画は、国の基本計画を勘案して策定しております。

千葉市成年後見支援センターを中心とする地域連携のネットワークによる本人支援、市長申立てでの適切な実施、後見人等への報酬に対する助成制度の実施など、利用促進に係る基本的な体制につきまして整備を進めているところです。そのため今後の成年後見制度のさらなる利用促進を図るために、成年後見制度に係る市民の意識調査の結果等を参考に、制度の普及啓発のさらなる促進に向けまして、必要な見直しをしていきたいと考えております。提示につきましては先ほどのご説明の時期と同等とさせていただきます。

成年後見制度利用促進基本計画の中間見直し素案については以上でございます。

○事務局（和田課長） 最後に、36ページをご覧ください。

第5期計画策定に合わせて作成しました地域福祉啓発漫画につきまして、当時は「デジタル版」として計画冊子には掲載できませんでしたが、今回の中間見直しでは、市民の皆様に地域福祉活動について親しみを持つ契機になればと考え、中間見直し版の巻末への掲載を考えております。

本議案に関する説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○山下会長 ありがとうございます。中間見直し計画自体どういう冊子になりそうかということと、19ページで中間見直しの項目等についてご説明いただきました。ご意見ご質問ありますか。

○武井委員 武井ですが1点、第3章のところでのこの計画全体の基本理念を決めているわけで、その理念を受けて各区の地域の取組みについてもこの基本理念はカバーしているんですよと以前この会議で確認したと思うんですが、それであればわかりやすく22ページにあります「基本目標（基本理念）」とカッコ書きして書いてありますが、基本理念は計画全体で、各区の中に入れる項目については基本目標と基本方針という形にした方がわかりやすいと思うので、そのあたりここで統一したらいかがでしょうか。

○山下会長 はい。重要なご意見だと思います。まとめてやります。

ほかにご意見ご質問ありますか。

今の市の全体の計画における基本理念の扱いと、各区の計画においては基本理念の下に基本目標とされていることについて、整合性を取るといえるか、構造上の統一を図るといったことについて意見が出されましたので、各区の状況等あるとは思いますが、次回の会議の時にその考え方について各区とどう協議されたか、事務局の資料としてこちらに提出いただくのがよろしいかと思っております、事務局いかがですか。

○事務局（和田課長） ありがとうございます。市の考え方を各区にお示しして、各区はそれを受けてどうやっていくのか検討するのが基本と考えております。今回のお話につきましては私ど

も市の方でもこういう形で完全に示しきることができなかつたのが反省点です。

ご指摘のように今回統一を図ってはどうかとご意見をいただきましたので、各区の方と擦り合わせができるかを含めて調整をさせていただきたいと考えます。

その結果、調整が整うようであればそのような形をお示しすることができますし、区との統一を残念ながら図ることはできなかつたら次回ご報告をさせていただきます。どちらの形になるかを含めて調整させていただければと考えています。

○山下会長 ありがとうございます。第5期の計画の中間ですのでこちらの委員会の方からそうした意見を各区に聞くプロセス、調整を図ることが丁寧で、結果がどうかは次回の会議以降でということでもよろしいかと思えます。ただ第6期に向けて武井委員のご発言をしっかりと、みなさん自身で、こちらの方でよく議論しながら、計画の構造といったものについて、よく考えていくことは共有したほうが良いと思えます。

ほかにございますか。よろしいですか。

私の方から先ほどの議論を踏まえまして、第5期の中間見直しが図られたあとに、第5期自体の評価を行う際にどういう評価を行うかについて、このままでいくのかももう少し考えるのかといったことは2回続けてこの会議で意見が出されたことですので、断らない相談の時代なので放っておくわけにはいきませんので、少し検討しておくことが必要ということと、各区の計画の方向と内容についても第6期に向けて、少し考えながら第5期の中間年後の残り3年、市の方の全体の調整役として意識的に取り組んでいかないと、また同じような議論が進んでいきますので、現場の各区の意思の尊重を図りつつ、全市的な計画の構造については是非準備いただきたいと思うところです。最後に千葉市社会福祉協議会の副会長の話ともつながるんですが、千葉市の地域福祉活動計画の一体的な策定についての見解もそろそろ千葉市社協の方から、あるいは千葉市の行政の方、または各委員の方から少しいただきながら、そうすると各区の計画の策定との関係性はどのようになるんだという話が出てくると思えますので、第6期に向けて諮っておいた方がよろしいと思えますので、公務員の方、異動があるから関係ないと思わずに最後まで責任を持っていただく覚悟がないと、地域福祉は10年かかるものですから、なかなか前に進まないもので、みなさんにたくさん意見をいただいたので、議題はこれで終わります。

今後のスケジュール等があるかと思いますが、事務局の方向かありますか。

○事務局（中田課長補佐）事務局より地域福祉専門分科会に関連する今後のスケジュールにつきまして、ご報告いたします。

参考資料をご覧ください。今年度の地域福祉専門分科会ですが、4回の開催を予定しております。このうち、地域福祉計画の中間見直しを議題とするのは、本日の第1回、11月の第3回、そして令和6年3月の3回で、11月には原案、3月には最終案についてご審議いただく予定でございます。

なお、11月の第3回分科会で計画中間見直し原案をご承認いただいた後、12月にパブリックコメント手続を実施するとともに、広く市民の皆様から意見をいただくため、計画策定時と同様に説明動画を作成し、市ホームページで公開する予定です。

また、保護課が所管する千葉市貧困対策アクションプランについてもご審議いただく予定です。こちらは、第2期の計画期間が令和5年度までとなっておりますので、第3期アクションプランの策定に向けて、10月23日及び令和6年3月にそれぞれ原案、最終案についてご審議いただく予定でございます。

地域福祉専門分科会に関連する今後のスケジュールに関する説明は以上となります。引き続きよろしくお願いいたします。

○山下会長 スケジュールもご説明いただきましたので(3)の支え合いのまち千葉 推進計画の中間見直し素案については若干の修正は会長一任ということで了承いただいでよろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。これで議題全て終了いたしまして、次第の5「その他」に移りたいと存じます。事務局からございますか。

○事務局(和田課長) 事務局からはございません。

○山下会長 はい。それでは進行を事務局の方にお戻しします。

○事務局(佐藤主査) 山下会長、ありがとうございました。最後に、事務局から3点ほど連絡事項がございます。

1点目は、本日の委員報酬についてでございます。9月上旬頃に、ご指定の口座にお振込させていただきます予定です。千葉市への登録口座を変更される場合は、事務局までご連絡ください。

2点目は、会議録の取扱いについてでございます。本日の議事録は、事務局が作成し、一旦、委員の皆様へ確認のため送付させていただきます。その後、会長に議事録へ署名をいただき、正式な議事録として確定し、市ホームページ等で公開いたします。

最後に、配付資料の取扱いでございます。地域福祉計画と再犯防止推進計画の冊子につきましては、机上に置いたままでお帰りいただきますようお願いいたします。

事務局からの連絡は以上となります。

次回の分科会は、先ほど説明がありましたとおり、10月23日、月曜日の開催で、議題に地域福祉計画に関するものが含まれておりませんので臨時委員以外の委員のみのご出席となります。詳しくは、後日通知をお送りさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、閉会とさせていただきます。ご審議ありがとうございました。